

後期高齢者医療保険料の変更

後期高齢者医療保険制度では、医療費の動向等を踏まえ、2年ごとに保険料を見直しています。今年度は保険料見直しの年にあたり、左記のとおり保険料額が変更になります。

●令和4年度の後期高齢者医療保険料の変更(引き上げ)

$$\text{年間保険料} (\text{限度額}66\text{万円}) = \boxed{\text{均等割額} 56,900\text{円}} + \boxed{\text{所得割額} (\text{令和3年の所得額}-43\text{万円}) \times 10.88\%}$$

※軽減後の均等割額

世帯内の被保険者と世帯主の所得合計額	軽減割合	軽減後の均等割額(令和4年度)
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数-1)以下	7割	17,000円 (昨年度16,500円)
43万円 + 28.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数-1)以下	5割	28,400円 (昨年度27,500円)
43万円 + 52万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数-1)以下	2割	45,500円 (昨年度44,000円)

■問合せ

- ・後期高齢者医療保険制度に関する鹿児島県後期高齢者医療広域連合 TEL 099-206-1329
- ・計算方法について 税務課課税係 TEL 76-10

高齢者医療保険料の減免制度について

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の要件(介護保険料は①と③)にすべてあてはまる場合、ご本人の申請により保険料(料)が減額されます。減免額の計算方法や対象となる保険料(料)額については、税務課課税係にお問い合わせください。

- ①主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること。
- ②世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額並びに法施行令に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号お
- ③世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が4万円以下であること。

国民健康保険税

未就学児の均等割額が減額されます

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、子ども・子育て支援の拡充のため、未就学児に係る均等割額を5割減額する措置を行います。
※令和4年度は「国民健康保険に加入している平成28年4月2日以降に生まれた被保者」が減額の対象です。

- ④問合せ 税務課課税係 TEL 76-1066

国民健康保険税の制度改正

課税限度額が変ります

被保険者間の税負担の公平性の確保および低中所得者層の税負担の軽減を図る観点から、課税限度額が引き上げられます。
改正前 63万円 → 改正後 65万円
後期高齢者支援金分課税限度額 改正前 19万円 → 改正後 20万円
介護納付金課税限度額 改正無し → 前年度同額の17万円
⑤問合せ 税務課課税係 TEL 76-1066

本市では、生産性向上特別措置法(令和3年6月16日に中小企業等経営強化法へ移管)に基づく「導入促進基本計画」を策定し、平成30年7月に国の同意を得ました。

令和5年3月31日まで市内中小企業者が生産性向上に資する設備投資を行った際に、償却資産および事業用家屋の特例措置を講じることで市内中小企業の設備投資を支援します。なお、固定資産税(償却資産および事業用家屋の特例措置を受けるには、中小企業者が市の導入促進基本計画に合致した先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受ける必要があります。

※中小企業等経営強化法の概要については、中小企業庁のホームページをご覧ください。また、本市導入促進基本計画については、市ホームページに公表しています。

■問合せ 水産商工課商工振興係 TEL 76-1667
●問合せ 生産性向上特別措置法による特例措置を受けること、計画の実行にあたっての資金調達について、信用保証協会の追加保証や保証枠の拡大を受けられる場合があります。

枕崎市事業者応援資金 申請受付期間 令和4年9月30日(金)まで

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和4年4月または5月のいずれかの月の売上高が平成31年4月から令和3年5月の間の任意の同じ月と比べて30%以上減少した事業者の事業継続を支援するため、事業全般に広く使える応援資金を支給します。

対象者

枕崎市に事業所を有している中小企業者等(個人事業者含む)
※商工業に限らず、農林漁業など全ての業種が対象(一部対象外あり)

支給額

1事業者あたり 一律 15万円

※飲食サービス業、カラオケボックス業、運輸代行業、宿泊業タクシー業、旅行業、貸切バス業、レンタカー業については上乗せ支給あり

◎問合せ 枕崎市水産商工課商工振興係 TEL 76-1667

支給要件や必要書類、申請方法等の詳細については、申請要領をご確認ください。申請要領は市ホームページからご確認いただくか、市役所本庁・水産商工課および枕崎商工会議所にも配置しています。